

東京都公報

発行
東京都

目次

49

告示

○東京都宝くじの発売（八件）……………

（財務局主計部公債課）……………

雑報

○全国自治宝くじの発売（二十二件）……………

（全国自治宝くじ事務協議会）……………

告示

●東京都告示第九百二十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和六年十月二日から同月二十二日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年十月二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 八本

二等 五十万円 八十本

三等 一万円 三千二百本

四等 二千元 八千本

五等 二百円 八万本

計 九万一千二百八十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第九百二十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 開封式

六 発売期間

令和六年十月十八日から同年十一月十二日まで

七 抽せん期日 令和六年十一月十五日

八 当せん金支払開始期日 令和六年十一月二十日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 二本

一等の前後賞 千万円 四本

一等の組違い賞 十万円 五十八本

二等 百万円 三十本

三等 一万円 三千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 三十万本

実りの秋賞 二万円 九百本

計 三十三万三千九百九十四本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第九百二十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百四回東京都宝くじ

二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年十月十八日から同年十一月五日まで
七	抽せん期日	令和六年十一月八日
八	当せん金支払開始 期日	令和六年十一月十三日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	等級	当せん金 当せん本数
一等	一等の前後賞	二百万円 一本
二等	一等の組違い賞	十万円 十九本
三等		三万円 四百本
四等		千円 四万本
五等		百円 二十万本
計		二十四万四千二百二十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第九百二十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和六年十一月十三日から同年十二月十日まで
七	抽せん期日	令和六年十二月十三日
八	当せん金支払開始 期日	令和六年十二月十八日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	等級	当せん金 当せん本数
一等	一等の前後賞	千五百万円 一本
二等	一等の組違い賞	十万円 二十四本
三等		三万円 二百五本
四等		五千円 二千五百本
五等		千円 二万五千本
六等		百円 二十五万本
計		二十七万八千五百二十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八十万枚 一億六千万円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年十一月二十七日から同年十二月二十四日まで
七	当せん金支払開始 期日	令和六年十一月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	等級	当せん金 当せん本数
一等		百万円 八本
二等		五万円 八十本
三等		一万円 三千二百本
四等		二千元 八千本
五等		二百円 八万本
計		九万一千二百八十八本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の

●東京都告示第九百二十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

(二) 証券は、転売できない。

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百二十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和六年十二月四日から同月二十四日まで

七 当せん金支払開始 令和六年十二月四日
 期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 二本

二等 五十万円 百本

三等 一万円 千二百本

四等 二千元 六千本

五等 二百円 三十万本

九 注意事項

計 三十七万七千三百二本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百二十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和六年十二月二十二日から令和七年一月十四日まで

七 抽せん期日 令和七年一月十七日

八 当せん金支払開始 令和七年一月二十二日
 期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の前後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 六十九本

二等 百万円 百四十本

三等 三千元 一万四千本

四等 千円 七万本

五等 二百円 七十万本
 お年玉賞 二万円 二千百本

計 七十八万六千三百十二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第九百三十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和六年十二月二十五日から令和七年一月十四日まで

七 当せん金支払開始 令和六年十二月二十五日

雑報	八 期日		
	八 当せん金の額及び当せんの数		
	等 級	当せん金	当せん本数
	一等	百万円	八本
	二等	五十万円	八十本
	三等	十万円	三千二百本
	四等	二万円	八千本
	五等	二万円	八万本
	計		九万一千二百八十八本
	九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。	

		全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十六号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和六年八月三十日	
		全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百合子	
一	名称	第千二十七回全国自治宝くじ	
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	六百五十万枚 十三億円	
四	証票金額	一枚二百円	
五	証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)	
六	発売期間	令和六年十月十八日から同年十一月十二日まで	
七	当せん金支払開始期日	令和六年十月十八日	
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等 級			
一等	二百万円	十三本	
二等	五十万円	百三十本	
三等	十万円	一万九千五百本	
四等	二万円	十三万本	
五等	二万円	六十五万本	
計			七十九万九千六百四十三本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。		

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年十月二十三日から同年十一月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等級	一等 九本
		二等 八十一本
		三等 八百十本
		四等 一万八百本
		五等 十三万五千本
		六等 九十万本
	計	四百六十七百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千二十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 五億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法）
六	発売期間	令和六年十月三十日から同年十一月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十月三十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等級	一等 五百円 百八十本
		二等 五百円 六万二千本
		三等 二百円 二百万本
	計	二百六万二千八百十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年十一月十三日から同月二十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十一月十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 二十七本
二等		五万円 九十本
三等		一万円 九百本
四等		二千元 九万本
五等		二百円 四十五万本
計		五十五万二千七百七十七本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千万枚 十億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年十二月二十二日から令和七年一月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十二月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		十万円 七百本
二等		五百円 二万本
三等		百円 四万本
計		四百二十七万本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十一号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から九等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年十二月二十二日から令和七年一月七日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十二月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	等
一等		千万円 九本
二等		百万円 四十五本
三等		五十万円 三百六十本
四等		十万円 千八百本
五等		三万円 九千本
六等		二万円 五万四千本
七等		千円 九万本
八等		五百円 十八万本
九等		三百円 四十五万本
計		七十八万五千二百十四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十二号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第千三十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和六年十二月二十五日から令和七年一月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十二月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	等
一等		五百万円 十四本
二等		十万円 百四十本
三等		一万円 二千百本
四等		二千元 七万本
五等		二百円 二百十万本
計		二百七十七万二千二百五十四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額
二百万枚 六億円
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等	三千万円	二本
二等	百万円	二十本
三等	一万円	二百二十本
四等	三千円	八百本
五等	二千円	千二百本
六等	千円	二千本
七等	七百元	三万本
八等	五百円	八万本
九等	三百円	四十万本

計 五十一万四千二百四十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額
二百万枚 六億円
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額
一枚三百円

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等	二千万円	二本
二等	百万円	二十本
三等	一万円	二百二十本
四等	三千円	千本
五等	二千円	二千本
六等	千円	三千本
七等	七百元	四万本
八等	五百円	十万本
九等	三百円	四十万本

計 五十四万六千二百二十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額
(一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚二百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
八本

一等
三百万円
百六十本

二等
五十万円
二十本

三等
一万円
四千本

四等
二千円
八万本

五等
五百円
四十万本

六等
二百円
四十八万六千六百八十八本

計
四十八万六千六百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額
(一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額
一枚二百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金の数
当せん本数

等 級
当せん金
四十本

一等
百万円
四百本

二等
一万円
八百本

三等
五千円
千八百本

四等
二千円
六千本

五等
千円
一万二千本

六等
七百元
二万本

七等
五百円
六万本

八等
四百円
四十万本

九等
二百円
五十万一千四十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子
第百十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 三百万枚 三億円
(五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚百円
五 証券型式 被封式
六 発売期間 令和六年十月一日から同月三十一日まで
七 当せん金支払開始期日 令和六年十月一日
八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

一等	十万円	当せん本数	百五十本
二等	五百円		六万本
三等	百円		九十万本
計			九十六万五千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子
第百二十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 七億五千万円
(二億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚五百円
五 証券型式 被封式
六 発売期間 令和六年十一月一日から同月三十日まで
七 当せん金支払開始期日 令和六年十一月一日
八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

一等	五千万円	当せん本数	三本
二等	百万円		四十五本
三等	五万円		二百七十本
四等	一万円		九百本
五等	千円		三万本
六等	三百円		三十万本
計			三十三万一千二百十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百七十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第百二十一回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 六億円

三 発売の数及び総額 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユ
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
被封式

五 証券型式 被封式
令和六年十一月一日から同月三十日まで

六 発売期間 令和六年十一月一日
令和六年十一月一日

七 当せん金支払開始期日 当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

等 級 等 級 等 級

一等 等 級 等 級 等 級

二等 等 級 等 級 等 級

三等 等 級 等 級 等 級

四等 等 級 等 級 等 級

五等 等 級 等 級 等 級

六等 等 級 等 級 等 級

七等 等 級 等 級 等 級

八等 等 級 等 級 等 級

九等 等 級 等 級 等 級

計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第百二十二回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユ
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。)

四 証券金額 一枚二百円
被封式

五 証券型式 被封式
令和六年十一月一日から同月三十日まで

六 発売期間 令和六年十一月一日
令和六年十一月一日

七 当せん金支払開始期日 当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金 当せん本数

等 級 等 級 等 級

一等 等 級 等 級 等 級

二等 等 級 等 級 等 級

三等 等 級 等 級 等 級

四等 等 級 等 級 等 級

五等 等 級 等 級 等 級

六等 等 級 等 級 等 級

計 四十八万九千七百八十本

九 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百二十三回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
二百万枚 四億円

三
（一億円を一単位（ユニット）として四単位（四ユ
ニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。）

四 証券金額
一枚二百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十一月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十一月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等 五百万円 八本

二等 五十万円 八十本

三等 十万円 八百本

四等 二万円 四千本

五等 五百円 八万本

六等 二百円 四十万本

計 四十八万四千八百八十八本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百二十四回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額
三百万枚 三億円

三
（五千万円を一単位（ユニット）として六単位（六
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額
する場合がある。）

四 証券金額
一枚百円
被封式

五 証券型式
被封式

六 発売期間
令和六年十一月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日
令和六年十一月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数

一等 十万円 百五十本

二等 五万円 六百本

三等 一万円 九十万本

計 九十六万五千本

九 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第百二十五回インターネット専用全国自治宝くじ(ク イックワン)
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 六億円 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユ ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の 百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す る場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和六年十二月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十二月一日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 四本 一等 千万円 二等 百万円 三等 一万円 四等 三千円 五等 二千円 六等 千円 七等 七百万円 八等 五百万円 九等 三百円
九	注意事項	計 五十四万六千二百二十四本 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する ことができない。 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第百二十六回インターネット専用全国自治宝くじ(ク イックワン)
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 六億円 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユ ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の 百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す る場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和六年十二月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和六年十二月一日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 二本 一等 三千万円 二等 百万円 三等 一万円 四等 三千円 五等 五百円 六等 三百円
九	注意事項	計 五十万六千六百十八本 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する ことができない。 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第百二十七回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百萬枚 四億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユ
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。)

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和六年十二月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年十二月一日

八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金の数
等	級	当せん本数
一等		二百萬本
二等		五十萬本
三等		二十萬本
四等		十萬本
五等		八千本
六等		四百本

計 四十八萬六千七百七十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第百二十八回インターネット専用全国自治宝くじ(ク
イックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百萬枚 四億円

三 発売の数及び総額 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユ
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す
る場合がある。)

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和六年十二月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和六年十二月一日

八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金の数
等	級	当せん本数
一等		二百萬本
二等		五十萬本
三等		二十萬本
四等		十萬本
五等		八千本
六等		四百本

計 四十八萬九千七百八十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和六年八月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
第百二十九回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
イックワン）

二 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額
三百万枚 三億円
（五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六
ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額
する場合がある。）

一枚百円

被封式

令和六年十二月一日から同月三十一日まで

令和六年十二月一日

四	証券金額	
五	証券型式	
六	発売期間	
七	当せん金支払開始期日	
八	当せん金の額及び当せん数の 等級	当せん本数
	一等	百五十本
	二等	六万本
	三等	九十万本
	計	九十六万百五十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
ことができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051



この紙は、100%リサイクル紙です。